

令和6年6月12日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社中村建設 東京都足立区六木1-2-10

令和5年6月12日～令和5年8月11日（2ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）中村建設は、東京都内の公共工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、自らが請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせた。

また、建設業法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場に監理技術者を配置しなかった。さらに、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分（営業停止37日間）を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|---|----------------------------|
| (建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内 |

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上